口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書

今回の口蹄疫の発生は、殺処分された家畜が約２９万頭を数え、農畜産業のみならず、観光や物産、流通等あらゆる分野に甚大な被害を与えており、経済活動の停滞や雇用、環境対策等、今後対応していかなければならない様々な課題を生じさせている。

よって、国においては、口蹄疫対策特別措置法が施行されたところであるが、口蹄疫の発生によって生じている様々な損失等を早急に回復するとともに、国家的な危機管理として口蹄疫対策の一層の充実を図るため、下記の事項を強く求めるものである。

記

１　本県が口蹄疫対策特別措置法第２３条に基づく基金を設置する際には、地域経済の再建や活性化の取り組みを円滑かつ継続的に実施することができるよう、その造成に対する十分な財政支援を遅滞なく行うこと。

２　甚大な被害を受けた様々な産業の復興対策について、全面的な支援策を早急に講じること。

３　被害を受けた農家の経営再開には、様々な支援策が講じられているが、多額の経費と長期の年月を要することから、更なる補償や雇用を含む十分な支援を行うこと。また、出荷遅延等の間接的被害を受けた農家に対しても十分な支援を行うこと。

４　口蹄疫発生地域においては過去に例のない規模で家畜の埋却処分が行われ、今後埋却地の継続的な管理が必要となることから、埋却地の環境対策等に必要な支援を行うこと。

５　家畜伝染病のまん延防止は本来国の責務であることに鑑み、地方自治体や関係団体が自主的に行った対策については、その費用の全額を国費で措置すること。

６　ウイルス侵入経路の解明を徹底的に行い、抜本的な予防策を早急に講じること。

７　口蹄疫の病性鑑定については、現行のPCR検査に加えて、簡易検査キットの実用化を図るなど、簡易な診断方法を早急に確立すること。

８　今回の防疫体制を十分に検証し、迅速な初動防疫体制を確保するとともに、国による十分な補償が行えるよう、家畜伝染病予防法の抜本的な改正を早期に行うこと。

以上　地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年７月２２日

宮　崎　県　議　会

衆　議　院　議　長　横路孝弘　様
参　議　院　議　長　江田五月　様
内閣総理大臣　菅　直人　様
総務大臣　原口一博　様
財務大臣　野田佳彦　様
厚生労働大臣　長妻　昭　様
農林水産大臣　山田正彦　様
経済産業大臣　直嶋正行　様
国土交通大臣　前原誠司　様
環境大臣　小沢鋭仁　様
防衛大臣　北沢俊美　様
内閣官房長官　仙石由人　様
国家公安委員長　中井　洽　様
金融担当大臣　自見庄三郎　様
消費者及び食品安全担当大臣　荒井　聡　様